	3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 Min{(2％・TE＋1250％・DF)，20％・TE} TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額 DFは、当該適格中央清算機関に最終指定親会社が拠出した清算基金の額
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第六条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（別紙様式第二号）

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
［略］					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
［項を削る。］					
［略］					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ～ｊ　略］

ｋ　項番５「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

改正前

（別紙様式第二号）

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
［同左］					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5－1	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分				
5－2	うち、標準方式適用分				
［同左］					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ～ｊ　同左］

ｋ　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。